

中越3署（長岡・小出・十日町）木造家屋等建築工事現場

一斉監督実施結果

長岡・小出・十日町労働基準監督署

・長岡・小出・十日町労働基準監督署では、平成29年10月第1週に、木造家屋等建築工事現場に対して一斉に臨検監督(対象現場数36)を実施しました。これは、平成28年度から展開している『木建足場からの墜落・転落災害防止対策強化プロジェクト ～～ブラッシュ・アップ！！足場先行工法～～』の2年間にわたる取組みの一環です。

・平成29年度の中越3署における統一重点事項は、次の3つの事項です。

- ・足場は本足場とすること。＜継続＞
- ・作業主任者（足場・木建）を選任し、職務を励行させること。＜継続＞
- ・足場の点検を実施すること。＜新規＞

・監督結果(概要)

1 違反率 75.0%(36現場中27現場) [うち立入禁止命令等処分率 5.6%(2現場)]

2 違反内容

事項別件数（上位5つ）

- 「請負人に法令違反を生じないようにする指導が十分ではない」……………11現場
- 「足場の作業床に、必要な高さの手すり、中さんを設けていない」……………10現場
- 「作業主任者の氏名・職務を掲示していない」……………7現場
- 「墜落のおそれのある開口部に囲い等を設けていない<元請・下請とも>」、「足場の組立て後の作業開始前に、足場の点検を行っていない」、「足場の点検を行った場合に、点検結果を記録していない」……………6現場
- 「移動はしごに転位防止措置をしていない」……………5現場

3 平成29年度の中越3署における統一重点事項の状況

(* 足場関係規則該当現場35中、評価「否」と判断され、改善を要するものの率)

- 「足場は本足場とすること。」……………31.4%(11現場)
- 「作業主任者(足場・木建)を選任し、職務を励行させること。」……………20.0%(7現場)
- 「足場の点検を実施すること。」……………28.6%(10現場)

【各署の好事例】

長岡署



「建地を間引いていない」本足場の設置率が大きく増えました。

(H28 度0割
→H29 度8割)



小出署

足場の点検励行を呼びかけるプレートを足場の昇降階段の出入口部に設置している例



十日町署



高床式の住宅が多く、基礎部分が2メートル以上となる場合があり、これに対して的確に墜落防止措置を講じている例

元方事業者である工務店、関係請負人の職別事業者の方々は、今後も、互いに協力して、木造家屋等建築工事の労働災害の減少に向けた取り組みをお願いいたします。